

障害保健福祉市町担当者等説明会資料

目次

障害者自立支援特別対策事業実施要領（案）等	1
事業運営安定化事業	1
通所サービス等利用促進事業実	3
新事業移行促進事業	11
事務処理安定化支援事業	13
就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業	19
地域移行支度経費支援事業	20
障害者自立支援基盤整備事業	26
グループホーム・ケアホームへの移行促進事業	28
地域移行支援事業	30
相談支援発展推進支援事業	31
ピアサポートセンター等設置推進事業	32
障害児を育てる地域の支援体制整備事業	35
障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	37
事業者コスト対策支援	38
進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置	42
オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業	43
視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業	44
体育館バリアフリー緊急整備事業	46
障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要	47

平成 21 年 4 月 20 日（月）

栃木県保健福祉部障害福祉課

(1) 事業運営安定化事業

1 事業の目的

旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、旧体系における事業基盤の安定を図るとともに、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

ア 旧体系施設及び障害児施設における事業運営安定化事業

次に掲げる特定旧法指定施設及び障害児施設について従前の月払いによる報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

→ 平成18年3月においてサービスの提供実績を有する旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設若しくは旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）又は平成18年9月においてサービスの提供実績を有する障害児施設

イ 新体系事業における事業運営安定化事業

平成18年度から平成23年度の間、次の(ア)に掲げる施設が次の(イ)のいずれかの事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型又は精神障害者地域生活支援センター

(イ) 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設

ウ 生活介護及び施設入所支援における報酬算定方法の変更に伴う激変緩和措置
平成21年度報酬改定において、平均障害程度区分に基づく報酬算定方法から個々の障害程度区分に基づく報酬算定方法へ改定したことにより、改定後の報酬額が改定前の報酬額の90%を下回る場合に、その差額について助成する。

(3) 助成額

○旧体系施設の場合

(平成18年3月における実利用者数×22日又は30.4日)^(注) × 90% - 当該月の延べ利用者数) × 区分A単価

○障害児施設の場合

(平成18年9月における定員×22日又は30.4日)^(注) × 90% - 当該月の延べ利用者数) × 基本単価

(注) 通所の場合は22日、入所の場合は30.4日に乗じた数

○新体系事業の場合

(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)

○生活介護又は施設入所支援の場合

「(平成21年3月における本体報酬単位数×90%) - (平成21年4月以降の本体報酬単価を用いた場合の平成21年3月の本体報酬単位数)」又は「(旧体系における収入額×90%) - (当該月の収入額)」を選択

※現行の算定方法を基本的に継続。(2)のウなどの詳細については今後、事務処理要領により示す予定。

3 補助割合 障害者施設の場合・・・国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4
障害児施設の場合・・・国1/2、都道府県（政令指定都市・児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

《モデル例》

〇〇市(町)通所サービス等利用促進事業実施要領

第1 趣 旨

通所サービス等利用促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

障害者自立支援法による通所サービス及び短期入所において、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、〇〇市(町)とする。

第4 事業の内容等

(1) 通所サービスの場合

次のいずれにも該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用の一部を助成する。なお、送迎を外部事業者へ委託する場合は対象とするが、利用者が直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象としないものとする。

① 次のいずれかに該当するサービスを行う事業所であること。

通所による生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、旧身体障害者通所授産施設（身体障害者小規模通所授産施設を除く。）、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設（知的障害者小規模通所授産施設を除く。）、各入所施設の通所部

※ 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、一の事業所として取り扱うものとする。

※ 従たる事業所については主たる事業所と併せて一の事業所として扱うものとし、分場については本体施設と併せて一の事業所として扱うものとする。

※ 基準該当事業所は含まないものとする。

※ 国又は地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。

- ② 本事業の助成申請時における直近1か月の送迎の実績が週3回以上であること。
- ③ 1回の送迎につき、平均10人以上又は事業所の実利用者の2分の1以上の者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。

(2) 短期入所の場合

短期入所の支給決定を受けた利用者に対し当該サービスを行う事業所が居宅と短期入所事業所間の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用の一部を助成する。

ただし、国又は地方公共団体が設置した施設（地方自治法(昭和22年法律67号)による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。

第5 事業の実施時期

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第6 助成額

(1) 通所サービスの場合

① 1回の送迎につき平均10人以上が利用している事業所

1事業所につき3,000千円を上限とし、現に送迎に要する費用（年額）を基準とする。

② 1回の送迎につき平均10人未満かつ事業所の実利用者の2分の1以上の者が利用している事業所

1事業所につき1回の送迎の年間平均利用者数に300千円を乗じた額を上限とし、現に送迎に要する費用（年額）を基準とする。

なお、平成21年4月1日以降に新規に設立する事業所への助成については、指定月以降の当該年度における残りの月数で上限額を按分することとする。

(2) 短期入所の場合

短期入所利用者1人につき、片道1,860円を基準とする。

第7 利用者負担

本事業の実施に当たって、燃料費相当の実費を除き、利用者からの負担を求めないものであること。

なお、生活介護については、報酬上、送迎に要する費用を一定程度評価しており、これを当該燃料費へ充当することが可能であることから、燃料費相当の実費徴収に当たっては、配慮を行うこと。ただし、通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合については、この限りではない。

第8 補助割合

県3／4、市(町)1／4

第9 その他

市(町)長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領により栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成21年度分から平成23年度分の補助金について適用する。

◇通所サービス等利用促進事業対象(通所サービス)経費一覧表

区 分	項 目	対象の可否
送迎車両関係	燃料費	×
	修繕料	○※1
	保険料	○※2
	公課費	○※3
運転手関係	専従	○
	兼務	△※4

(留意事項)

- ※1 安全に送迎を行うために必要となる修繕のみ対象とする。(車検に要する費用も対象として可)
- ※2 自賠責保険料、任意保険料を対象とする。
- ※3 自動車税を対象とする。
- ※4 兼務の場合は、職員配置において、他の職種(生活支援員等)と運転業務を明確に分けて配置してある場合のみ対象とする。(時給換算)

◇補助基準額算出表[通所サービス1事業所分](例)

区 分	項 目	費 用
送迎車両関係	修繕料	円
	保険料	円
	公課費	円
運転手関係	専従	円
	兼務	円
計		① 円
現に送迎に要する費用※1		② 千円

(留意事項)

- ※1 ①の金額について、千円未満を切り捨てた金額とする。
- ※2 ②の積算に要した月数が12ヶ月に満たない場合、その不足月数分の割合に応じて、上限額を減額する。
- ※3 補助基準額は②と③のいずれか少ない金額とする。

1事業所あたりの上限額※2	③ 千円
---------------	------

補助基準額※3	千円
---------	----

通所サービス等利用促進事業(通所サービス) 送迎実績市町確認用シート (例)

事業所名

各月の送迎実績(通所サービス)

(平成〇〇年4月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計	
曜日																																	
実施回数																																	0
利用者数																																	0

※ 実施回数は1日上限1回としてカウントし、片道のみ送迎の場合は0.5回とする。

(平成〇〇年5月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計
曜日																																
実施回数																																0
利用者数																																0

(平成〇〇年6月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計
曜日																																
実施回数																																0
利用者数																																0

(平成〇〇年7月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計
曜日																																
実施回数																																0
利用者数																																0

(平成〇〇年8月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計
曜日																																
実施回数																																0
利用者数																																0

(平成〇〇年9月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計
曜日																																
実施回数																																0
利用者数																																0

(平成〇〇年10月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計			
曜日																																			
実施回数																																			0
利用者数																																			0

(平成〇〇年11月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計			
曜日																																			
実施回数																																			0
利用者数																																			0

(平成〇〇年12月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計			
曜日																																			
実施回数																																			0
利用者数																																			0

(平成〇〇年1月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計			
曜日																																			
実施回数																																			0
利用者数																																			0

(平成〇〇年2月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計			
曜日																																			
実施回数																																			0
利用者数																																			0

(平成〇〇年3月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月計			
曜日																																			
実施回数																																			0
利用者数																																			0

申請時における直近1か月の週あたり平均送迎実施回数

1か月の送迎実施回数(回)	
当月の日数(日)	
1週あたり送迎回数	0

←実施回数は1日上限1回としてカウントし、片道のみ送迎は0.5回とする。

←1か月の送迎実施回数÷(当月の日数÷7)(小数点以下切り捨て)

(チェックポイント)送迎を週3回以上実施しているか。

YES

NO

非該当

年間の週あたり平均送迎実施回数

年間の送迎実施回数(回)	0
年間の日数(日)	
1週あたり送迎回数	0

←年間の送迎実施回数÷(年間の日数÷7)(小数点以下切り捨て)

(チェックポイント)送迎を週3回以上実施しているか。

YES

NO

非該当

送迎に係る1日あたりの平均利用者数

送迎の年間延べ利用者数(人)	0
年間の送迎実施回数(回)	0
1日あたり平均利用者数	0

←送迎の年間延べ利用者数÷年間の送迎実施回数(小数点以下切り捨て)

(チェックポイント)1回の送迎につき、平均利用者数が10人以上か。

YES

NO

送迎の利用率

送迎の年間延べ利用者数(人)	0
事業所の年間延べ利用者数(人)	
送迎の利用率	

(チェックポイント)送迎の利用率は1/2以上か。

YES

NO

1事業所あたりの上限額(円)

1事業所あたりの上限額(円)

←1日あたり平均利用者数×300,000円

通所サービス等利用促進事業(短期入所) 送迎実績市町確認シート (例)

事業所名	
------	--

短期入所に係る送迎実績

送迎利用者名	送迎利用日記入欄										利用者別 利用回数	
送迎利用延べ人数(片道換算)												0

送迎利用延べ人数(片道換算)	0
補助単価(円)	1,860
補助基準額(円)	0

〇〇市（町）新事業移行促進事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、新事業移行促進事業（以下「本事業」という。）に関し、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

本事業は、新体系事業への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行う事業を設けることによって、旧体系事業から新体系事業への移行を促進することを目的とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、〇〇市（町）とする。

第4 事業の内容

特定旧法指定施設が次の新体系事業へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援

第5 事業の実施期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。なお、助成の対象となるのは移行した当該1か月に限るものとする。

第6 助成額

本事業の助成額は、新体系移行年度及び新体系移行後の対象事業毎に次の表のとおり助成単価を定め、当該月の利用者数に応じて決定する。

事業の内容	年度区分	助成単価
生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援 ※障害者支援施設において行われるものを含む。	平成21年度	1人につき6,000円
	平成22年度	1人につき5,700円
	平成23年度	1人につき5,400円
施設入所支援	平成21年度	1人につき5,000円
	平成22年度	1人につき4,750円
	平成23年度	1人につき4,500円

第7 補助割合

県 3/4、市（町） 1/4

第8 事業の実施方法

市（町）長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領により、予め栃木県知事に協議するものとする。

第9 その他

本事業の実施について、利用者から負担金を徴することは不可とする。

附 則

この要領は、平成 21 年度分から平成 23 年度分までの補助金について適用する。

障害児施設事務処理安定化支援事業実施要領

第1 趣 旨

障害児施設事務処理安定化支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行に伴う事務処理に係る事務処理が定着するまでの間、専従の事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務などの事務処理を適正に実施し、直接支援を提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害児施設支援の質の向上を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、栃木県とする。

第4 事業の内容

障害児施設給付費の支給決定に係る障害児等に対し支援を行う施設であって、専従の事務職員を配置し、平成21年7月（ただし、平成21年8月以降に新規に事業を開始する場合については、事業を開始する月とする。）において次の条件に該当する障害児施設に対し、助成を行う。

① 定員60人以下の場合

専従の事務職員を常勤換算で2人以上配置していること

② 定員61人以上80人以下の場合

専従の事務職員を常勤換算で3人以上配置していること

③ 定員81人以上の場合

専従の事務職員を常勤換算で4人以上配置していること

※ 法人本部に配置されている事務職員は含まないものとする。

第5 事業の実施年度

原則として平成21年度とする。

ただし、平成21年8月以降に新規に事業を開始する施設については平成22年度以降の助成も可能とする。

第6 助成額

実施要領第4に定める月において当該施設を利用した者の総数に応じて、利用者1人あたり以下のとおり単価を定め、助成を行う。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① 利用した者の総数が60人以下の場合 | 20,000円 |
| ② 利用した者の総数が61人以上80人以下の場合 | 15,000円 |
| ③ 利用した者の総数が81人以上の場合 | 10,000円 |

第7 利用者負担

本事業の実施にあたって、保護者等からの負担を求めないものとする。

第8 補助割合

国（基金）1／2、県1／2

第9 その他

本事業による補助を受けようとする施設は、交付要領第6条に定めるもののほか、次の書類を提出するものとする。

- (1) 「事務職員配置届出書」（別紙様式）
- (2) 実施要領第4に定める月における利用者の名簿等

附 則

この要領は、平成21年度分から平成23年度分の補助金について適用する。

(別紙様式)

事務職員配置届出書

平成 年 月 日

栃木県保健福祉部障害福祉課長 様

主たる事務所の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

障害児施設事務処理安定化支援事業実施要領第4に定める月の事務職員配置について、以下のとおり届け出ます。

施設名	
定員数(人)	
助成の条件となる事務職員数(人)	
当該月の事務職員常勤換算数(人)	

当該月に利用した者の総数(人)	
補助単価(円)	
助成該当・非該当の別	

当該月における事務専従職員の勤務形態																																
事務専従職員名	常勤・非常勤の別	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	*																												0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
一週間に当該施設における常勤職員の勤務すべき時間数																																

※ *欄は当該月の曜日を記入すること。

※ 当該月の利用者の名簿等(支給決定自治体を確認できるもの)を添付すること。

〇〇市(町)事務処理安定化事業実施要領

第1 趣 旨

事務処理安定化支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行に伴う事務処理に係る事務処理が定着するまでの間、専従の事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、〇〇市(町)とする。

第4 事業の内容等

(1) 事業内容

障害福祉サービス費等の支給決定を受けた利用者に対しサービスを提供する事業者であって、専従の事務職員を配置し、平成21年7月（ただし、平成21年8月以降に新規に事業を開始する事業者については、事業を開始する月とする。）において次の条件に該当する事業者に助成を行う。

① 定員60人以下の場合

専従の事務職員を常勤換算で2人以上配置していること

② 定員61人以上80人以下の場合

専従の事務職員を常勤換算で3人以上配置していること

③ 定員81人以上の場合

専従の事務職員を常勤換算で4人以上配置していること

※ 法人本部に配置されている事務職員は含まないものとする。

(2) 事業者の要件

障害福祉サービス事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所、短期入所事業所を除く）、障害者支援施設、特定旧法指定施設

- ※ 基準該当事業所は含まないものとする。
- ※ 国又は地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。
- ※ 多機能型事業所は一の事業所として扱うものとし、従たる事業所については、主たる事業所と併せて一の事業所として扱うものとする。

第5 事業の実施年度

原則として平成21年度とする。

ただし、平成21年8月以降に新規に事業を開始（新体系への移行を除く。）する事業所等については、平成22年度以降の助成も可能とする。

第6 助成額

実施要領第4(1)に定める月において当該事業所等を利用した者の総数に応じて、利用者1人あたり以下のとおり単価を定め、助成を行う。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① 利用した者の総数が60人以下の場合 | 20,000円 |
| ② 利用した者の総数が61人以上80人以下の場合 | 15,000円 |
| ③ 利用した者の総数が81人以上の場合 | 10,000円 |

第7 利用者負担

本事業の実施にあたって、利用者からの負担を求めないものとする。

第8 補助割合

県3/4、市(町)1/4

第9 その他

本事業による補助を受けようとする事業者は、実施要領第4(1)に定める月の事務職員の配置について所在の都道府県に届出等を行い、本事業を実施する市(町)にその写しを提出するものとする。

市(町)長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領により栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成21年度分から平成23年度分の補助金について適用する。

事務職員配置届出書

平成 年 月 日

栃木県保健福祉部障害福祉課長 様

主たる事務所の所在地

事業者の名称

代表者の氏名

印

事務処理安定化支援事業実施要領第4(1)に定める月の事務職員配置について、以下のとおり届け出ます。

事業所・施設名	
定員数(人)	
助成の条件となる事務職員数(人)	
当該月の事務職員常勤換算数(人)	

当該月に利用した者の総数(人)	
補助単価(円)	
助成該当・非該当の別	

当該月における事務専従職員の勤務形態																																
事務専従 職員名	常勤・ 非常勤 の別	第1週							第2週							第3週							第4週							4週 の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	*																												0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
																													0	0.0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0		
一週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																																

※ *欄は当該月の曜日を記入すること。

※ 当該月の利用者の名簿等(支給決定自治体を確認できるもの)を添付すること。

〇〇市（町）就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業実施要領

第 1 趣 旨

この要領は、就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業（以下「実施連携事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

この要領に定めるもののほかは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）によるものとする。

第 2 目 的

本事業は、特別支援学校在学中の障害者、入院中の精神障害者、施設入所支援の障害者に対し、就労支援の是非を判断するためのアセスメント（暫定支給決定）の実施に向けた会議等の開催、体制整備について助成することを目的とする。

第 3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

〇〇市（町）

2 アセスメントの対象となる障害者

(1) 特別支援学校に在学中の障害者

(2) 病院等に入院中の精神障害者

(3) 就労移行支援事業所、就労継続支援（A型、B型）事業所、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）に入所している障害者

3 補助基準額

(1) 会議実施回数に応じ、経費相当分を事業所に対し助成する。

(2) 1事業所あたり 60,000 円以内／1回（年 10 回を限度とする。）

4 補助割合

国 1/2、県 1/4、市町 1/4

5 補助対象経費

就労支援の是非を判断するためのアセスメント（暫定支給決定）の実施に向けた会議の開催、体制整備に要した経費とする。

6 補助事業の実施年度

平成 21 年度から平成 23 年度とし、単年度に完了する事業とする。

第 4 交付の申請

補助金の交付を申請しようとする者は、交付要領第 6 条の規定によるほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、別に定める期限までに提出する。

1 会議の開催

会議の設置要綱、会議に要する経費、会議開催スケジュール等を記した書類

2 体制整備

体制整備の内容及び目的、その整備に要する経費等を記した書類

附 則

この要領は、平成 21 年度から平成 23 年度分までの補助金について適用する。

地域移行支度経費支援事業（県実施分）実施要領

第1 趣旨

地域移行支度経費支援事業（県が事業の実施主体であるものに限る。以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者（以下「入所者等」という。）が地域での生活を開始する際に必要となる費用の一部を補助し、地域生活への移行を促進することを目的とする。

第3 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

入所者等が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用に対して補助する。

2 対象施設

精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型

3 対象者

対象施設に入所又は入院している障害者（精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型以外の対象施設に入所又は入院していた障害者にあつては、2年以上入所又は入院していた者に限る。）であつて、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者。

4 対象物品

地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であつて、ケアホーム等の共用物品は除く。）

5 補助の上限額

1人あたり30,000円を補助の上限額とする。

第4 補助の要件等

1 事業者の要件

第3の2に定める対象施設の事業者

2 交付の条件等

(1) 事業実施の方法

補助を受けた対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。

(2) 補助の額等

補助金の額は、上限額の範囲内で実際の支払いに要した額とする。(千円未満切捨)

第5 その他

本事業による補助を受けようとする事業者は、交付要領第6条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 物品類を購入した際の領収書の写し又は支払いをしたことがわかるもの
- (2) 購入した物品類の内訳がわかるもの
- (3) 現金を直接支給した場合には、受領書の写し

附則

この要領は、平成21年度から平成23年度までの事業に適用する。

《モデル例》

〇〇市（町）地域移行支度経費支援事業実施要領

第1 趣旨

地域移行支度経費支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者（以下「入所者等」という。）が地域での生活を開始する際に必要となる費用の一部を補助し、地域生活への移行を促進することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、〇〇市（町）とする。

第4 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

入所者等が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用に対して補助する。

2 対象施設

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮

3 対象者

〇〇市（町）が支給決定を行い対象施設に2年以上入所又は入院している障害者（ただし、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通勤寮を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。）であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者。

4 対象物品

地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってケアホーム等の共用物品は除く。）

第5 事業の実施時期

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

第6 補助額

1人あたり30,000円を補助の上限額とし、補助金の額は、上限額の範囲内で実際の支払いに要した額とする。(千円未満切捨)

第7 補助の要件等

1 補助申請者の要件

第4の2に定める対象施設を経営する事業者とする。

2 交付の条件等

補助を受けた対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。なお、本事業による補助を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 物品を購入した際の領収書の写し又は支払いをしたことがわかるもの
- (2) 現金を直接支給した場合は受領書の写し

第8 補助割合

県 3/4、市(町) 1/4

第9 その他

市(町)は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、予め栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成21年度分の補助金について適用する。

〇〇市（町）地域移行支度経費支援事業

【確認資料（例）】

施設名 _____

1 補助対象者について

氏名	入所期間 (通算年数)	地域移行先 (居宅/GH/CH/福祉ホーム)	所要額 (30,000円を上限)
	. . . ~ . . . (年 ヶ月)		円
	. . . ~ . . . (年 ヶ月)		円
	. . . ~ . . . (年 ヶ月)		円

※ 所要額は千円未満切り捨て。

2 所要額の内訳等について（1の所要額と同額またはそれ以上であることを確認）

氏名	①現物支給	②現金支給	③購入支援経費
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

※ ①現物支給の場合は、領収書の写しを添付。

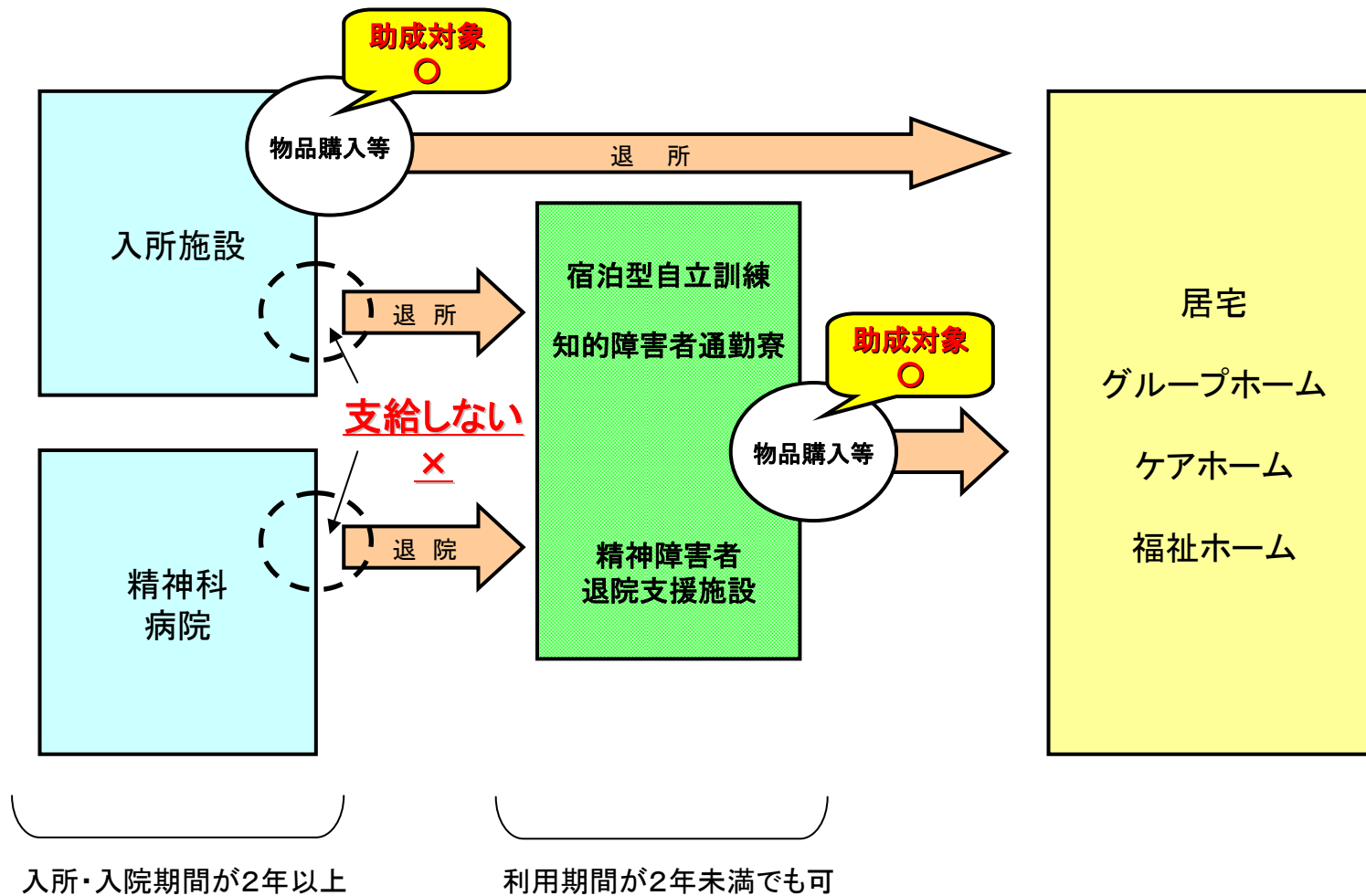
※ ②現金支給の場合は、受領書の写しを添付。

※ ③購入支援経費の場合は、支払い内容（人件費、交通費等の内訳）がわかる資料を添付。

3 所要額の合計について

所要額 合計	円
--------	---

地域移行支度経費支援事業の助成対象（市町村実施事業）



障害者自立支援基盤整備事業実施要領

第1 趣旨

障害者自立支援基盤整備事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の目的

本事業は、既存施設等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合等に必要となる次の第4（2）に掲げる対象事業に要する経費を助成することにより、新体系におけるサービスを実施するための基盤整備を促進することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人、地方公共団体等とする。

第4 事業の内容等

（1）対象施設

共同生活介護及び共同生活援助を実施するアパート等、居宅介護事業等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援を行う事業をいう。以下「居宅介護事業等」という。）及び相談支援事業を実施するために必要な施設又は平成18年9月30日に設置・運営されていた身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、障害児の児童福祉施設、精神障害者社会復帰施設又は障害者通所援護事業を実施する事業所

（2）対象事業及び補助額

（単位：円）

	対 象 事 業	補助上限額
①	小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事	20,000,000
②	居宅介護事業等及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事	5,000,000
③	その他障害者自立支援基盤整備に資する改修工事	20,000,000
④	生産事業等のための作業スペースの設置（増築）	20,000,000
⑤	新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事（増築）	20,000,000
⑥	その他障害者自立支援基盤整備に資する増築工事	20,000,000
⑦	就労移行支援等に必要な備品	5,000,000
⑧	ケアホーム等を実施するアパート等の消防法令適合のための改修工事	2,000,000
⑨	N I C Uの退院児童受入のための重症心身障害児施設等の増築工事	20,000,000
⑩	N I C Uの退院児童受入のための人工呼吸器等	5,000,000

注 ⑦の移行前が小規模作業所の場合の補助上限額は2,000,000円

第5 県の補助

障害者自立支援基盤整備事業実施要領に基づき実施する補助事業の経費については、事業ニーズ調査及び事業の採択協議により知事が必要と認めた額とし、予算の範囲内で行うものとする。

第6 新体系への移行のために必要となる事業調査等

（1）事業ニーズ調査

本事業の総需要量を把握するため、各法人に対する事業ニーズ調査を実施する。

（2）調査対象等

事業ニーズ調査は、平成21年度、平成22年度又は平成23年度に本事業に係る補助金の交付

を希望する全ての事業を対象として平成21年度に実施する。

第7 事業の採択協議

(1) ヒアリングの実施

事業内容の把握、施設の運営状況等を確認するため、事業ニーズの調査に基づき基盤整備事業を計画する全事業について法人単位にヒアリングを実施する。

(2) ヒアリング資料

基盤整備事業計画書及び同計画書の記載内容を証する資料（計画平面図、設計書、見積書等）

(3) 協議方針

- ①単年度で事業が完了する事業であること。
- ②障害者自立支援法の理念を効果的に実現する事業を優先する。
 - ・障害福祉計画との整合、地域生活移行促進、就労支援、工賃の向上等
- ③利用者へのサービス向上に重点を置いた施設運営に資する事業を優先する。
- ④早期に新体系へ移行する施設を優先する。
- ⑤民間法人が実施する事業を優先する。
- ⑥木材利用の積極的活用を図る事業を優先する。

(4) ヒアリングの時期

平成21年5月中旬から下旬

第8 補助金交付等

(1) 補助金の内示

ヒアリングに基づき、平成21年度、平成22年度及び平成23年度に採択する事業に対して年度ごとに補助金の内示を行う。

(2) 補助金の交付決定

栃木県補助金等交付規則、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領及び補助金の内示に基づく、補助金交付申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと知事が認めたときは補助金の交付決定をする。

(3) 補助金の交付

補助金の交付は精算払いとする。

グループホーム・ケアホームへの移行促進事業実施要領

第1 趣旨

グループホーム・ケアホームへの移行促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

アパートや一般住宅（以下「一般住宅等」という。）を借り上げてグループホームやケアホーム（以下「グループホーム等」という。）を実施するに当たり、借上に伴う初度経費である敷金及び礼金（以下「敷金等」という。）の負担を軽減し、障害者の地域における住まいの場の確保を支援することを目的とする。

第3 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

一般住宅等を借り上げてグループホーム等を実施するに当たり、借上に伴う敷金等に対して補助する。

2 対象事業者

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等

3 補助の上限額

133,000円に入居定員数を乗じた額を補助の上限額とする。

第4 補助の要件等

1 事業者の要件

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において、障害者自立支援法第29条第1項の規定に基づき栃木県知事から指定を受けた指定障害福祉サービス事業者（共同生活介護事業、共同生活援助事業）とする。

2 交付の条件等

(1) 対象となる一般住宅等

グループホーム等を実施するために提供される一般住宅等は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- ① グループホーム等を実施するため、平成21年4月1日以降新たに借り上げた一般住宅等であること。
- ② グループホーム等の指定事業者又は指定申請を行おうとする事業者（当該法人の理事等の役員及び職員を含む。）が所有する建物ではないこと。
- ③ 家賃の設定に当たっては、入居者の過度の負担とならないよう、配慮がされてい

ること。

(2) 補助の額等

- ① 補助金の額は、上限額の範囲内で実際の支払いに要した額とする。(千円未満切捨)
- ② 本事業による補助を受けた事業者は、グループホーム等に係る支給決定を受けて入居した者から敷金等の負担を求めてはならないものとする。

第5 補助金の返還

事業者は、次の場合においては、補助金を返還するものとする。

- (1) 本事業による補助を受けたグループホーム等を廃止し、敷金等の返還を受けた事業者は、補助金を返還するものとする。(ただし、敷金等の返還を受けた後直ちに別の賃貸借契約により、再度、敷金等して差し入れるなど、実質的に事業が継続している場合を除く。)
- (2) 返還する額は、賃貸借期間終了に伴う保障分を差し引くなどして返金される額で、本事業により補助された額の範囲とする。

第6 その他

本事業による補助を受けようとする事業者は、交付要領第6条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 当該グループホーム等の運営規程の写し
- (2) 事業者と貸主との賃貸借契約書の写し
- (3) 敷金等の支払証明書又は敷金等に係る領収書の写し

附則

この要領は、平成21年度分から平成23年度分の事業に適用する。

地域移行支援事業実施要領

第1 趣旨

地域移行支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

地域生活を希望する施設入所者が、安定した地域生活への移行ができるよう、当該施設入所者への支援に慣れている職員による包括的な地域移行支援に対して、一定の助成を行うことにより、施設入所者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

第3 補助事業の内容等

1 補助事業の内容

入所施設職員の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合について、施設からの退所者1人につき当該入所施設に対して補助する。

2 対象事業者

施設入所支援、療養介護、障害児施設（入所）等を実施する法人等

3 補助の上限額

退所者1人につき50,000円とする。

第4 補助の要件等

1 交付の条件等

6ヶ月以上の入所を行っている利用者について、地域生活移行へ向けた個別支援計画に基づき、居宅生活（福祉ホーム、グループホーム又はケアホーム）への移行支援を行うとともに、地域生活の定着を図るため退所後3ヶ月以上の継続的な支援（定期的な電話連絡や訪問等）を行っていること。

2 対象となる退所者

栃木県内の各市町で支給決定を受けた者とする。

第5 その他

退所後の継続的な支援に要する経費については、利用者負担の徴収は不可とする。

附則

この要領は、平成21年度分から平成23年度分の事業に適用する。

相談支援発展推進支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、相談支援発展推進支援事業（以下「発展推進支援事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や事業の発展を促進することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町（市町が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）

2 対象事業

交付要領第4条の別表において規定する「相談支援事業の立ち上げ等に当たり要した設備整備費等」の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市町（市町が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）が、相談支援事業を新たに立ち上げるために、必要な設備整備を行なう事業とする。
- (2) 相談支援事業をさらに発展させるために行なう、求人、広告及び従業者に対する研修等を行なう事業とする。

3 対象経費

ア 訪問相談のための自動車

イ 事務用機材（事務机、椅子、パーソナルコンピュータ、ファクシミリ等）

ウ 従業者に対する研修に係る講師の報償費、旅費、会場使用料、参考資料の購入費、資料の印刷製本費等

エ 求人、広告に要する印刷製本費、委託料等

なお、相談支援専門員の人件費、活動費は対象外とする。

4 補助基準額

- (1) 1か所あたり3年間で1,200千円以内とする。ただし、1市町で複数か所の相談支援事業を行う場合は、箇所数を乗じた額を上限とする。複数の市町で相談支援事業を共同して行なう場合は、構成市町を代表して事業者と契約する市町（以下「幹事市」という。）に対して補助する。なお幹事市を設けていない場合は、構成市町において協議し、幹事市を選定の上、交付申請するものとする。
- (2) 市町が社会福祉法人等に相談支援事業を委託して実施する場合、箇所とは、委託指定相談支援事業者を指すものとする。
- (3) 補助割合は、定額（10分の10）とする。

5 補助事業の実施期間

補助対象事業は、平成21年度から平成23年度とする。

第4 交付申請

発展推進支援事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「別記様式第1」及び「別記様式第1（別紙1～2）」の他、次に掲げる書類を添えて、別に定める期限までに提出するものとする。

- 1 発展推進事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間等がわかるもの）
- 2 見積書等

ピアサポートセンター等設置推進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、ピアサポートセンター等設置推進事業（以下「設置推進事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害者が地域で安心して生活するためには、障害当事者が障害者の活動をサポートする形態の社会参加事業を実施することが必要であり、その支援体制を整備することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町（市町が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）

2 対象事業

交付要領第4条の別表において規定する「市町が障害当事者が障害者の活動をサポートする形態の社会参加事業を実施するピアサポートセンターを設置する場合に要した設備整備等」の事業内容は、次のとおりとする。

市町（市町が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が、障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施するピアサポートセンターを設置する場合に必要な設備等の整備及びサポーターの研修等について支援する事業とする。

3 対象経費

地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業を実施するピアサポートセンターの整備に必要な備品等の購入費であり、具体的には、次のようなものがあげられる。

ア パソコン教室を行うための机、椅子、パーソナルコンピュータ等の備品の購入費

イ 音楽教室やバンド活動を行うための楽器、アンプ等

ウ スポーツ（教室）を行うためのボール等のスポーツ用品（個人を対象としたウェアや運動靴等は除く。）

エ 陶芸（教室）を行うための電気窯や電動ろくろ等

なお、講師の旅費・謝金や支援員の人件費など事業を運営するための経費は対象外であるので留意すること。

4 補助基準額

(1) 1か所あたり、1,900千円以内とする。

(2) 補助割合は、定額（10分の10）とする。

5 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものと

する。

第4 交付申請

設置推進事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「別記様式第1」・「別記様式第1（別紙1～2）」の他、次に掲げる書類を添えて別に定める期限までに提出するものとする。

- 1 設置推進事業計画書（様式1）
- 2 見積書等

ピアサポートセンター等設置推進事業計画書

市町名： _____

項 目		内 容
実施主体 ※委託して実施する場合は委託事業者の所在地及び名称		
実施期間		
実施場所		
事業の目的		
事業の内容	主たる対象者 (○で囲む)	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・その他 ()
	事業の具体的な内容 ※パソコン教室の開催内容(毎週○曜日、○時～○時、カリキュラム等)などを具体的に記載してください。	
障害当事者の事業への参画計画 ※障害当事者がどのように障害者の活動をサポートするのか記載してください。		

障害児を育てる地域の支援体制整備事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、障害児を育てる地域の支援体制整備事業（以下「本事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感を感じることから、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。

そこで、市町がこのような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安の軽減を図るとともに相談支援の充実を図ることを目的とする。

また、障害児の親は切れ目のない一貫した支援を望んでおり、個人情報保護に留意しつつ、個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有するための制度構築に係る経費について助成するものである。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、市町とする。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるもので知事が認めたものとする。

- (1) 障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置
- (2) 障害児支援情報共有システム構築事業

第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日とする。

ただし、市町は交付決定を受けた年度内に事業を完了するものとする。

第6 助成額

本事業の対象経費は、原則として次の表を基準に知事が必要と認めた額とし、予算の範囲内で行うものとする。

事業の内容	事業の区分毎の基準額（限度額）	留意事項
第4(1)に規定する事業	1 障害福祉圏域あたり1,500千円以内	基準額は、第5に規定する実施期間の総額である。
第4(2)に規定する事業	1 障害福祉圏域あたり1,000千円以内	

第7 補助割合

補助割合は定額（10／10）とする。

第8 事業の実施方法

市町は本事業の実施にあたり次の手法によることができるものとする。

- (1) 他の者が実施する事業に助成すること
- (2) 事業の全部又は一部を他の者に委託すること

障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業（以下「支援法等改正施行円滑化事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

障害者自立支援法・児童福祉法（以下「支援法等」という。）の改正に伴い、地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって支援法等に基づく障害児者支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象経費

交付要領第4条の表において規定する「障害者自立支援法等の見直しに必要な費用」の内容は、次のとおりとする。

ア サービス利用者、事業所等に対する制度改正内容等の広報啓発経費

イ 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

ウ その他、支援法等の改正に伴い、一時的に必要となる事務処理に要する経費

3 補助基準額

知事が必要と認めた額とし、補助割合は、定額（10分の10）とする。

4 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお、正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

第4 交付申請

支援法等改正施行円滑化事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条に定める「別記様式第1」及び「別記様式第1（別紙1～2）」のほか、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

なお、提出期限は、別に定める日とする。

1 支援法等改正施行円滑化事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間がわかるもの）

2 見積書等

平成21年度 事業者コスト対策支援実施要領

第1 趣 旨

事業者コスト対策（以下「本事業」という。）の実施については、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障発第02006004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目 的

本事業は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の報酬改定に伴う請求事務処理コストの増加により事業運営が圧迫されている事業者に対して、コスト増に対する経費の一部を助成することにより、安定的かつ円滑な新体系への移行等を支援することを目的とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、栃木県（以下「県」という。）とする。

第4 事業内容等

① 事業内容

平成21年度において、平成21年度障害福祉サービス費等の報酬改定に伴う請求システムの改修を行う事業者に対して、助成を行う。

② 事業者の要件

①に規定する事業者は、平成20年度事業者コスト増に対する支援における請求システムの改修等を行う事業者に対する助成を受けていないものであって、平成21年4月1日現在において次のいずれかの事業を行うものであること。

ア 法第5条に規定する障害福祉サービス、障害者支援施設

イ 法附則第20条に規定する旧法指定施設

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、重症心身障害児施設

※ 基準該当事業所は含まないものとする。

※ 国又は地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。

※ 独立行政法人、営利法人は含まないものとする。

第5 事業の実施年度

本事業の実施年度は、平成21年度とする。

第6 助成額

1事業所又は施設あたり100,000円を上限とし、請求システムの改修に要する経費を基準額とする。

なお、請求システム改修1単位に係る助成対象は1事業所等に限るものとし、基準額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

第7 利用者負担

本事業の実施にあたって、利用者からの負担を求めないものとする。

第8 その他

- (1) 請求システムの改修を行う事業者の長は、交付要領第6条に定める「障害者自立支援特別対策事業計画書（別紙2）」の別紙として別紙様式1を提出するものとする。
- (2) 事業者の長は、交付要領第11条に定める「障害者自立支援特別対策事業実施状況調（別紙2）」の別紙として別紙様式2を提出するものとする。
- (3) 知事は、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年度分の事業について適用する。

(別紙様式1)

事業者コスト対策実施計画書

1 事業者（設置者）

名称	
所在地	
電話番号	
代表者	

2 当該事業を協議しようとする事業所・施設

名称	
所在地	
電話番号	
管理者	
事業所・施設の種別	

3 補助協議所要額

事業種別	所要見込額
請求システムの改修	改修費
	支出予定額 _____ 円①
	補助基準額(100,000円と①のうち少ない額) _____ 円 (千円未満切り捨て)

※添付書類

- ・請求システムの改修：納入（予定）日及び支払（契約）金額を確認できる書類
具体的な例：支出内訳が判る支出決議書、契約書及び領収書等の写し
(法人の原本証明必要)

(別紙様式2)

事業者コスト対策実績報告書

1 事業者（設置者）

名称	
所在地	
電話番号	
代表者	

2 当該事業を協議した事業所・施設

名称	
所在地	
電話番号	
管理者	
事業所・施設の種別	

3 補助協議実績額

事業種別	実績額
請求システムの改修	改修費等 実支出額 _____ 円① 補助基準額(100,000円と①のうち少ない額) _____ 円 (千円未満切り捨て)

※添付書類

- ・請求システムの改修：納入日及び支払（契約）金額を確認できる書類
具体的な例：支出内訳が判る支出決議書、契約書及び領収書等の写し
(法人の原本証明必要)

〇〇市(町) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業 受給者に対する負担軽減措置実施要領

第1 趣 旨

この要領は、進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置（以下「本事業」という。）の実施について、障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日付け障第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者（以下「受給者」という。）で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他の制度利用者と比べて大幅な負担増となる場合があるため、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする。

第3 事業の実施主体

本事業の実施主体は、〇〇市(町)とする。

第4 事業の内容

受給者であって、引き続き「療養介護事業」を利用している低所得1及び低所得2の者に対し給付を行う。

第5 事業の実施時期

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第6 給付額

本事業の給付額は、平成18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から同年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額とする。

第7 補助割合

県3/4、市(町)1/4

第8 事業の実施方法

市(町)長は、本事業を実施するため補助を受けようとするときは、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領により、予め栃木県知事に協議するものとする。

附 則

この要領は、平成21年度分から平成23年度分までの補助金について適用する。

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業実施要領

1 趣旨

この要領は、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進させるため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。

3 補助事業の実施基準等

(1) 実施主体

市町

(2) 事業の内容

既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレをオストメイト対応とするために必要な設備の整備であって、概ね次の事業を内容とするもの。

ア 既設の便器を改修しオストメイト対応とする事業

イ 身体障害者用トイレのスペースに新たにオストメイト対応設備を設置する事業

(3) 実施単価

1,000 千円／箇所

(4) 実施年度

平成 21 年～平成 23 年度

4 その他

オストメイトが頻繁に利用する公共施設等を優先的に整備するものとする。

視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業（以下「整備事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備するとともに、平成23年のデジタル放送への移行に伴う緊急支援を行うことにより、障害者への情報支援の充実を図ることを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象事業

交付要領第4条の別表において規定する「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備」の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援対策として、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。
- (2) 音声コード普及のための研修及び広報を行う。

3 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

4 補助事業の対象経費等

- (1) 上記2(1)の補助対象品目は、点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等とする。
- (2) 上記2(1)の補助対象経費は、備品購入費及び消耗品費とする。
- (3) 補助単価は、上記2(1)においては、1市町あたり3年間で1,000千円（未実施自治体のみ）、上記2(2)においては、1市町あたり3年間で300千円とする。但し、対象経費の額が補助単価を下回る場合は、その金額を補助額とする。
- (4) 補助割合は、定額（10分の10）とする。

第4 交付申請

整備事業に関する特別対策事業費補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「別記様式第1」「別記様式第1（別紙1）」「別記様式第1（別紙2）」のほか、次に掲げる書類を添えて、別途定める期日までに提出するものとする。

- (1) 整備事業計画書（整備箇所・品目と数量・金額・実施期間、研修内容等がわかるもの）
- (2) 見積書等

体育館バリアフリー緊急整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、体育館バリアフリー緊急整備事業（以下「本事業」という。）に関し、障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この事業は、将来性のある優秀な選手の発掘などのために、障害のある選手が実際の障害者スポーツ競技等の参加の機会をつくり、こうした取組を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

第3 補助事業の実施基準等

1 実施主体

市町

2 対象事業

市町が、一般の公立体育館において障害者スポーツに取り組めるよう必要な設備等を整備する事業とする。

3 対象経費

- (1) 整備の対象は公立施設で、障害者スポーツ施設、一般体育館、プール、陸上競技場などのスポーツ施設とする。ただし、学校体育施設は対象外とする。
- (2) 整備の内容は、上記施設にスロープ、多目的トイレ、障害者スポーツ特有の設備整備、備品購入など、障害者スポーツに取り組めるよう必要な設備の整備とする。

4 補助基準額

- (1) 1か所あたり8,000千円以内とする。
- (2) 補助割合は、定額（10分の10）とする。

5 補助事業の実施期間

補助対象事業は、原則として単年度に完了する事業とする。なお、正当な理由なく、期間内に着手し又は完了しないときは、知事は補助を取り消すことができるものとする。

第4 交付申請

本事業に関する特別対策事業補助金の交付を受けようとする者は、交付要領第5条の規定に定める「別記様式第1」及び「別記様式第1（別紙1～2）」のほか、次に掲げる書類を添付の上、別に定める期限までに提出するものとする。

- (1) 事業計画書（整備箇所、品目・数量、金額、実施期間等がわかるもの）
- (2) 見積書等

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要

① 利用者負担の見直し

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勘案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- 放課後型のデイサービス等の充実

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日:1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

① 利用者負担の見直し

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ **法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。**
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、通所サービスの場合、市町村民税非課税世帯の負担限度額は月額1,500円。

※ 利用者の実質負担率2.82%(H20.11国保連データ)

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ **高額障害福祉サービス費について補装具と合算**することで、利用者の負担を軽減。

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。

※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

障害程度区分の見直し

(課題) 障害程度区分の名称・定義が、標準的な支援の度合を示す区分であることが分かりにくい。

→ **名称を「障害支援区分」とし、定義についても、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分であることを明確化。**

※ 法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直す。

※ 支給決定に当たって、別途障害者を取り巻く環境を勘案することについても、法律上明確化。

③ 相談支援の充実

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況65%。(H20.4.1現在。20年度中に更に20%が設置予定)

※ 平成19年12月の与党PT報告書においても、自立支援協議会の法令上の位置付けの明確化について指摘。

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実。(緊急時に対応できるサポート体制等)

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

→ サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は1,920人(H20.4)

④ 障害児支援の強化

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

→ 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。

→ 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス事業の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

→ 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス事業」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。

(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

→ 18歳以上の入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、支援の必要な継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないよう附則に必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(利用に伴い必要となる費用の助成)。

※ 身体障害者について、グループホーム・ケアホームを利用できるようにする。(告示)

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

⑥ その他

事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】